

# 山梨県公報

第百六十号

令和三年

一月二十一日

木曜日

## 目次

○県営土地改良事業の完了	一
○道路の区域変更	一
○道路の供用開始(二件)	一
公告	一
○一般競争入札について	二
教育委員会	二
○一般競争入札について	四
公安委員会	四
○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	五
○高速自動車国道中央自動車道等の自動車の通行禁止制限その他の交通規制の一部改正	七
○運転免許取得者教育実施者の代表者の変更について	七
○指定講習機関の代表者の氏名の変更の届出	七

## 告示

### 山梨県告示第十号

県営土地改良事業(農村災害対策整備事業道志地区)の工事は、令和元年七月十日をもって完了した。

令和三年一月二十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

### 山梨県告示第十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和三年二月十二日まで一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 雨畑大島線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南巨摩郡早川町雨畑字舟久保七六九番一地先から 南巨摩郡早川町雨畑字馬場七一八番一地先まで	旧	一〇・三 三七・四	二六九・〇
	新	四・三 一〇・七	二六九・〇

### 山梨県告示第十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和三年二月十二日まで一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	甲府精進湖線	甲府市落合町字田通一四〇番一 地先から 甲府市落合町字田通一五三番一 地先まで	一七一・〇	令和三年二月五日

### 山梨県告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和三年二月十二日まで一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	精進湖畔線	南都留郡富士河口湖町精進字笈の峠五二番三〇地先から南都留郡富士河口湖町精進字笈の峠五二番三四地先まで	六六・八	令和三年一月二十一日

## 公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年一月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする役務等の名称及び数量

(一) 名称 山梨県庁本館等及び構内清掃業務

(二) 数量 一式

2 調達をする役務等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容であること。

3 履行期間 令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで

4 履行場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁本館等及び県庁構内

二 事務を担当する所属 山梨県総務部財産管理課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七号の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六百六十七号の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六百六十七号の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種（建物管理）の「清掃」に登録されている者であること。

4 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項第一号又は第八号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。

5 役務の性質上、緊急の措置を要する場合、連絡後一時間以内に履行に着手できる者であること。

6 平成二十七年四月一日から令和二年三月三十一日までの五年間において、一年間継続しての清掃業務を一回として、二回以上清掃面積五千平方メートル以上の清掃業務契約を元請けとして結び、当該契約業務を履行した実績を有する者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 令和三年一月二十一日（木）から令和三年二月二日（火）まで（山

梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部財産管理課

#### 五 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所等 四3に掲げる場所

2 入札説明書等の交付方法 この公告の日から令和三年二月二日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所において直接交付する。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

- (一) 日時 令和三年三月四日（木）午前十時三十分

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県防災新館一階オープンスクエア

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部財産管理課宛てに令和三年三月三日（水）午後四時までに到着するように送付すること。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- (三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

8 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十三年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本件は、低入札価

格調査制度を適用し、設定した調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格審査委員会の審査を経て落札者を決定する。

#### 六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (一) 言語 日本語
- (二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県総務部財産管理課（電話〇五五―二三三―二三九一）

#### ※ Summary

1 Nature and quantity of the services to be required: Cleaning services for the Yamanashi Prefectural Government Office Main buildings and its adjoining compound. 1 set.

2 Date and time of tender: 10:30AM March 4, 2021

3 Bureau in charge: Property Management Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1391

## 教育委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年一月二十一日

山梨県教育委員会

教育長 斉 木 邦 彦

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする役務の名称及び数量

(一) 名称 県立学校Webフィルタリングシステム構築業務

(二) 数量 一式

2 調達をする役務の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 履行期間 契約締結日から令和三年三月三十一日まで

4 履行場所 教育長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県教育庁高校教育課

三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

2 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第ニ条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

5 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない

者

6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和三年二月八日（月）まで（山梨県の休日を含め、この公告の日の翌日から令和三年二月八日（月）まで（山梨県の休日）を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。

郵便番号四〇〇一八五〇山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県教育庁高校教育課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和三年二月二十六日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会には実施しない。

2 入札説明書の交付方法

(一) この公告の日の翌日から令和三年二月二十六日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に六8(三)の問合せ先に電話連絡すること。

(二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、令和三年二月二十五日（木）午前十時までに六8(三)の問合せ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和三年三月四日（木）午前十時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館三階教育委員会室B

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県教育庁高校教育課宛に令和三年三月三日（水）午後五時までに到着するよう送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は、無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

- (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- (三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
- (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
- 7 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 六 その他
  - 1 契約の手續において使用する言語及び通貨
    - (一) 言語 日本語
    - (二) 通貨 日本国通貨
  - 2 入札保証金 免除
  - 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
  - 4 違約金の有無 有
  - 5 前払金の有無 無
  - 6 最低制限価格の有無 無
  - 7 契約書作成の要否 要
  - 8 その他
    - (一) 落札者が契約締結までの間に、三一から六までのいずれかに該当する者となった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。
    - (二) 詳細は、入札説明書による。
    - (三) 問合せ先 山梨県教育庁高校教育課(電話〇五五―二二三―一七六六)

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured: Web Contents Filter 1 set
- 2 Date and time for tender: 10:00AM March 4, 2021
- 3 High School Education Division, Yamanashi Prefectural Board of Education  
1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8504 Japan TEL 055-223-1766

公安委員会

山梨県公安委員会告示第五号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。

令和三年一月二十一日

山梨県公安委員会

委員長 武田 信彦

別表第一中

三九四	中巨摩郡昭和町上河東一、三番地七先(主要地方道甲斐中央線と町道との十字路交差点)	常永ゆめ広場 東	令和二年六月八日 告示第五四号
-----	--	----------	--------------------

三九四	中巨摩郡昭和町上河東一、三番地七先(主要地方道甲斐中央線と町道との十字路交差点)	常永ゆめ広場 東	令和二年六月八日 告示第五四号
三九五	中央市白井阿原八八九番地一先(市道同士の十字路交差点)	中央市役所南	令和三年一月二一日 告示第五号

五八	北巨摩郡長坂町長坂上条二、八二三番地先(町道長坂九号線と町道仲町島久保との十字路交差点)	上町	平成一三年三月八日 告示第一〇号
----	--	----	---------------------

五八	削除		令和三年一月二一日 告示第五号
----	----	--	--------------------

に改める。  
別表第三の五七九の項を次のように改める。

五七九	市道	甲府市下向山一、五五〇番地の一先(市道同士の丁字路交差点)から甲府市右左口町一、	大型自動車、大型特殊自動車	終日	南甲府	令和三年一月二一日 告示第五号
-----	----	--	---------------	----	-----	--------------------

		二四一番地先(市道同士の丁字路交差点)までの間						

別表第五の三七四の項を次のように改める。

三七四	削除					南甲府	令和三年一月二一日 告示第五号
-----	----	--	--	--	--	-----	--------------------

別表第五の五〇七の項の次に次のように加える。

五〇八	市道	甲府市右左口町一、一八番地二先(下宿交差点)				南進する車両(大型自動車)	令和三年一月二一日 告示第五号

別表第六の八三二の項の次に次のように加える。

八三二	国道一三九号	都留市上谷三丁目三番一七号先(国道一三九号と県道との十字路交差点)				南進する車両(大型自動車)	令和三年一月二一日 告示第五号

別表第十の二一六の項を次のように改める。

二一六	削除					甲府	令和三年一月二一日 告示第五号
-----	----	--	--	--	--	----	--------------------

別表第十の一、五九八の項を次のように改める。

一、五九八	削除					甲府	令和三年一月二一日 告示第五号
-------	----	--	--	--	--	----	--------------------

別表第十六の七二八の項を次のように改める。

七二八	町道	南巨摩郡富士川町青柳町三、四九二番地一七七先(町道同士の十字路交差点・南進車両)				鰍沢	令和三年一月二一日 告示第五号
-----	----	--	--	--	--	----	--------------------

別表第十六の四、四九二の項を次のように改める。

四、四九二	町道	南巨摩郡富士川町青柳町三、四九二番地二八先(町道同士の十字路交差点・北進車両)				鰍沢	令和三年一月二一日 告示第五号
-------	----	---	--	--	--	----	--------------------

別表第十六の二二、〇五二の項の次に次のように加える。

二二、〇五二	市道	北杜市長坂町長坂上条二、八二三番地先(市道同士の十字路交差点・東進車両)				北杜	令和三年一月二一日 告示第五号
二二、〇五四	市道	北杜市長坂町長坂上条二、三三三番地四一先(市道同士の十字路交差点・西進車両)				北杜	令和三年一月二一日 告示第五号

別表第十七の三〇三の項を次のように改める。

三〇三	削除					富士吉田	令和三年一月二一日 告示第五号
-----	----	--	--	--	--	------	--------------------

別表第十七の三二四の項を次のように改める。

三二四	削除					富士	令和三年
-----	----	--	--	--	--	----	------

吉田
一月二一
日
告示第五
号

別表第二十四の六の項を次のように改める。

六	削除			甲府	令和三年一月二
					一日
					告示第五号

### 山梨県公安委員会告示第六号

高速自動車国道中央自動車道等の自動車の通行の禁止制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十五号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

令和三年一月二十一日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

別表第一の一六六の項の次に次のように加える。

一六七	中央自動車道富士吉田線（右ルートと左ルートとの連絡路）	上野原市大野六、三〇番地二先（左ルートとの接続部）から上野原市大野六、三〇番地二先（右ルートとの接続部）まで（八五メートル）	自動車	終日	高速	令和三年一月二一日 告示第六号
-----	-----------------------------	--	-----	----	----	--------------------

別表第二の二四三の項の次に次のように加える。

二四四	上野原市大野六三〇番地二先（右ルートとの接続部）	上野原市エンターチンタから大月エンターチンタ方向へ	自動車	終日	高速	令和三年一月二一日 告示第六号
二四五	上野原市大野六三〇番地二先（連絡路）	談合坂スマートインターチェンジ	自動車	終日	高速	令和三年一月二一日 告示第六号

路と右ルートとの接続部）	から大月インターチェンジ方向へ				
--------------	-----------------	--	--	--	--

別表第三の二五二の項の次に次のように加える。

二五三	中央自動車道富士吉田線（右ルートと左ルートとの連絡路）	上野原市大野六、三〇番地二先（左ルートとの接続部）から上野原市大野六、三〇番地二先（右ルートとの接続部）まで	八五メートル	自動車	四〇	高速	令和三年一月二一日 告示第六号
-----	-----------------------------	--	--------	-----	----	----	--------------------

### 山梨県公安委員会告示第七号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第七条第一項の規定により、株式会社南部自動車教習所から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

- 一 変更後の代表者の氏名 船村雅彦
- 二 変更年月日 令和二年八月三十一日

### 山梨県公安委員会告示第八号

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定により、株式会社南部自動車教習所から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年一月二十一日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

- 一 変更後の代表者の氏名 船村雅彦
- 二 変更年月日 令和二年八月三十一日

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番